

《役員選挙の告示》

会員各位

(公社)岡山県栄養士会選挙管理委員会

役員任期満了に伴い(公社)岡山県栄養士会定款第22条により役員を選任を行う。

定款 第5章 役員 (役員の設定及び役員を選出)

第21条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上25名以内 (2) 監事 2名以内

理事のうち、1名を会長、3名を副会長、1名を専務理事とする。

第22条 理事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。

2. 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3. 監事は、正会員外である有識者より総会の決議によって選任する。

1. 役員の数

①総会で選任する理事 20名以上25名以内

2. 投票の日及び場所

①令和6年6月8日(土) 定時総会時

②公益社団法人岡山県栄養士会 岡山市中区古京町1-1-17

3. 立候補者の資格及び届け出方法

①立候補者は、令和4・令和5年度の正会員であり、令和6年度の会費を納入した者であること。

②支部・事業部からの推薦者

③すべての人々の自己現実を目指し健やかによりよく生きるとのニーズに応え、専門職業人としての倫理と科学的かつ高度な技術に裏付けられた食と栄養の指導を通して公衆衛生の向上に寄与することができる者であること。

④選任告示に従って、立候補者本人の経歴等を立候補届用紙(県栄HPからダウンロード)に記入し、令和6年3月28日～4月17日の間に選挙管理委員会(栄養士会事務局)までに提出する。

4. 選任の方法

①選任は令和6年度定時総会(6月8日)の決議によって行う。

②立候補者が定数を超えないときは、信任の可否を問う選任決議を行う。

③届け出書類に不備または虚偽・不正があるとき、届け出書類が期日に遅れた時は候補者の資格を失う。